

# 広島高速5号線シールドトンネル工事における 中央建設工事紛争審査会からの通知について

令和4年12月12日  
広島高速道路公社

## 1 要 旨

広島高速5号線シールドトンネル工事において、公社と受注者は、工期の延期と請負金額の増額についての協議を行ってきましたが合意に至らず、受注者から公社に対し、中央建設工事紛争審査会に調停申請したとの連絡を令和4年12月5日に受けています。

この件について、中央建設工事紛争審査会から公社に対し、通知（「建設業法による調停の申請について（通知）」令和4年12月7日付）がありました。

公社といたしましては、今後、申請内容を精査し、適切に対応してまいります。

なお、公社及び受注者は、これまでと同様に安全・安心を第一として、早期完成を目指し工事を継続してまいります。

## 2 工事概要等

工 事 名：高速5号線シールドトンネル掘削他工事

受 注 者：大林・大成・広成建設工事共同企業体

工 期：平成29年3月31日～令和4年7月12日

請負金額：202億3654万8980円

進 捗：シールドトンネル工事延長1,407mのうち、二葉の里側から880mまで掘り進んでいます。（令和4年12月12日現在）